

例規（運免）第11号
平成29年3月9日

各 所 属 長 殿

山形県警察本部長

運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領の一部改正について
(例規通達)

運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領を一部改正し、平成29年3月12日から実施することとしたが、その趣旨等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行に伴い、所要の整理をするもの。

2 内容

運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領（平成14年6月27日付け例規（運免）第29号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

（担当）運転免許課調査官
行政処分担当

別添

運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、運転免許（以下「免許」という。）の仮停止及び自動車等の運転の仮禁止（以下「仮停止等」という。）に関する事務について、制度の趣旨に照らし、その迅速適正な処理を図るため事務取扱いの基準を示すものとする。

第2 指導教養の徹底

仮停止等は、免許の取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止（以下「本処分」という。）と緊密な関係を有する処分であるから、あらかじめ部下職員に対して徹底した指導、教養を行い、この制度の適正な運用に努めること。

第3 対象事故事件の捜査

1 現場臨場

交通死亡事故事件については、仮停止等に該当する場合が多いので、交通死亡事故が発生した場合は、警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。以下「警察署長等」という。）又は警察署長等が指名した警部以上の階級にある警察官が現場に臨場して事件の真相究明に努めること。

2 本処分に関する関係書類の作成

警察署長等は、実況見分等の結果によって、当該交通事故事件が仮停止等に相当する事案であると認めたときは、直ちに当該交通事故事件が迅速適正に処理されるよう必要な措置を講じ、おおむね事故発生後（交通事故の救護義務違反にあっては、被疑者の検挙後）48時間以内において、本処分に関する関係書類の作成を行うこと。

3 免許事実の確認

仮停止等に相当する交通事故を起こした者の中には、故意に免許を受けていること、又は免許内容を偽るものがあると思われる所以、交通事故捜査に当たっては、必ず免許事実を確認すること。

第4 事実の認定

1 違反行為に関する事実の認定

仮停止事案の多くは、非現認の交通事故事件であるから、違反行為に関する事実の認定に当たっては、実況見分を入念に行うなどにより、事案の真相を適確に把握しておくこと。

2 因果関係の究明

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第103条の2第1項第2号及び第3号は、「一定の違反行為をし、よつて交通事故を起こした」ことをその処分理由としており、違反行為が直接又は間接の原因となって交通事故

故が起きたこと、換言すれば違反行為と交通事故との間に何らかの因果関係が存在することを要件としているので、事実認定に当たってはこの関係の究明に努めること。

なお、この因果関係の究明を速やかに行なうことが困難な事案については、仮停止等の処分は行わないこと。

第5 処分の決定

1 報告、連絡

- (1) 警察署長等は、仮停止等をしようとするときは、あらかじめ交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に事案の概要及び処分を必要と認める理由を報告し、処分についての意見を聴いた上で処分を決定すること。
- (2) 前号の報告を受けた運転免許課長は、仮停止等をしようとする者の住所地が他の公安委員会の管轄区域内にある場合は、直ちに前号の報告事項をその者の住所地を管轄する公安委員会に電話連絡すること。
- (3) 前2号の報告、連絡は、別添の仮停止等事案発生即報要領によって行うこと。

2 処分決定上の留意事項

- (1) いわゆる否認事件は、将来不服申立て又は行政訴訟の対象となる場合が多いので、この種事案については、本人の自供以外に当該事案を立証する十分な証拠があるかどうかを検討した上で、処分を決定すること。
- (2) 被害の程度又は責任の度合が軽微で、明らかに軽い本処分に相当すると認められる事案については、仮停止等は行わず、速やかに本処分が行われるよう手続をとること。
- (3) 仮停止等の処分事由に該当した者が負傷又は病気等のため、明らかに仮停止等の期間内に自動車等を運転することがないと認められる場合は、仮停止等は行わず、速やかに本処分が行われるよう手続をとること。

第6 被処分者に対する処分通知

- 1 仮停止等の通知は、あらかじめ処分を受けることとなる者から事案に対する申立てをよく聴取し、事実認定に誤りがないかどうかを確かめてから、仮停止処分通知書を交付して行うこと。
- 2 仮停止等の通知は、処分を受けることとなる者が取調べ、身体拘束等のため警察署（高速道路交通警察隊を含む。以下「警察署等」という。）に出頭し、又は在署している機会を利用して行うこと。

第7 被処分者の運転車両に対する措置

- 1 仮停止等を受けることとなる者が運転していた車両を交通事故の現場から警察署その他の場所に移動する場合は、仮停止制度の趣旨に鑑み、当該車両は必ず当該処分を受けることとなる者以外の者に運転させること。

2 仮停止等を受けた者の運転していた車両は、運転資格を有する引取人が来るまでは、警察署その他の適当な場所に一時保管しておかなければならぬので、あらかじめその保管場所について対策を講じておくこと。

第8 免許証等の保管及び返還

1 仮停止等をした事案についての本処分が行われるまでの間における運転免許証、国際運転免許証及び外国運転免許証（以下「免許証等」という。）の保管は、交通部運転免許課において行うこと。

2 仮停止等の期間内に処分を受けた者が公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した場合における変更後の住所地を管轄する公安委員会への法第103条の2第5項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書、その際における仮停止通知書又は仮禁止通知書及び免許証等の再送付は、当該仮停止等の期間内に法第94条第1項の規定による住所変更に関する免許証の記載事項の変更届出があったとき、又は国際運転免許証及び外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者から住所を変更した旨の通知があったときに限り行うこと。

3 免許証等の提出を受けたときは、提出をした者に対して、次のことを教示すること。

(1) 仮停止等の期間内に、本処分が行われなかつた場合は、免許証等の返還は、第1項に規定する場所又は警察署等で行うこと。

(2) 仮停止等の期間内に公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した場合は、当該期間内に速やかに法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届出（国際運転免許証等を所持する者にあっては、仮禁止をした警察署長等に対して住所を変更した旨の通知）をすべきこと及びその届出（通知）を怠つたときは、免許証等を第1項に規定する場所又は警察署等で返還すること。

第9 弁明の機会の供与

1 法第103条の2第2項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の供与は、仮停止等の処分通知書によって行うこととしているが、当該処分通知の際には、重ねて弁明の機会のある旨を口頭で説明するとともに、併せて次の事項を教示すること。

(1) 弁明は、特別な事情がない限り、警察署等で行うこと。

(2) 弁明は、あらかじめ指定した日までの間に行うこと。ただし、特にやむを得ない事情があれば弁明の日時を変更することができる。

(3) 弁明は、口頭による弁明に代えて弁明書を提出して行うことができる。

2 仮停止等を受けた者又はその代理人から口頭による弁明が行われたときは、

警察署長等又は警察署長等が指名した警察職員はその弁明を録取し、これを読み聞かせて誤りのないことを確認し、署名押印させること。

- 3 警察署長等が指名した警察職員が弁明を録取した場合は、速やかにその内容を警察署長等に報告させること。
- 4 警察署長等は、仮停止等を受けた者又はその代理人の弁明の内容を審査した結果、仮停止等をすることが適当でないと認めたときは、あらかじめ警察本部長の指示を受け、その処分を取り消すこと。

この場合、当該処分を受けた者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、提出されている免許証等を返還すること。

第10 仮停止通知書等の送付

- 1 仮停止等をした警察署長等が仮停止通知書又は仮禁止通知書及び当該処分を受けた者から提出を受けた免許証等（以下「仮停止通知書等」という。）を処分を受けた者の住所地を管轄する公安委員会に送付するときは、次によること。
 - (1) 送付先が本県の公安委員会である場合は、仮停止通知書等と当該事案に係る本処分の関係書類を併せて送付すること。

なお、本処分の関係書類のうち、行政処分原票については、事務の簡素化を図るため第5第1項による仮停止等事案発生即報をもって代えることができるものとする。

- (2) 送付先が他の公安委員会である場合は、仮停止等をした警察署長等が、運転免許課長に報告の上、当該事案に係る仮停止通知書等及び行政処分関係書類を運転免許課と調整の上、関係公安委員会宛てに直送すること。

2 仮停止通知書等を送付する際の留意事項

- (1) 送付途中において、免許証等が紛失することのないよう配意すること。特に他の公安委員会に送付する場合は、必ず書留速達郵便によること。
- (2) 送付手続は、仮停止等の決定をしたときからおおむね3日以内に行うこととし、送付先が他の公安委員会である場合は、原則として当該事案に係る本処分の意見の聴取期日の5日前までに到着するように送付すること。

なお、他の公安委員会に送付する場合において、書留速達郵便によっても、所定の期日までに到着することが困難と認められる場合は、意見の聴取準備に必要な事項を別途電子メール等によって通報するなど便宜措置を講ずること。

第11 警察庁情報処理センターに対する登録手続

- 1 仮停止等をした警察署長等から第5第1項第1号による報告を受理した運転免許課長は、直ちに保管の免許台帳によって、仮停止等を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号を確認（他都道府県の者については、関係都道府

県に照会する。) し、当該事案についての事故登録票を作成し、速やかに事故登録を行うこと。

2 事故登録に伴う警察庁情報処理センターからの点数通報を受理した場合において、仮停止等を受けた者の住所地が他の公安委員会の管轄区域内にあるときは、直ちにその者に係る点数通報書を他の行政処分関係書類とともに住所地を管轄する公安委員会に送付すること。

3 公安委員会において、急を要するときは、警察庁情報処理センターからの点数通報を待たず、当該事案の事故登録を行った後、直ちにその者について違反事実照会を行い、その回答に基づいて意見の聴取の準備を行うこと。

第12 意見の聴取の期日及び場所の通知

1 仮停止等事案に係る本処分は、原則として意見の聴取該当事案となるので、仮停止等の期間内に本処分を行うためには、意見の聴取の期日及び場所について次により速やかに通知すること。

(1) 意見の聴取を行う公安委員会が本県の公安委員会である場合

ア 運転免許課長は、第5第1項による報告を受けた事案が意見の聴取該当事案であると認めたときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、当該報告をした警察署長等に対し、被処分者に対する意見の聴取通知書の交付方を指示すること。

イ 指示を受けた警察署長等は、仮停止等の処分通知の際に併せて意見の聴取通知書を交付して意見の聴取の期日及び場所を通知し、被処分者から受領書を徴しておくこと。

(2) 意見の聴取を行う公安委員会が他の公安委員会である場合

ア 運転免許課長は、第5第1項第2号による連絡をした場合において、直ちに被処分者の住所地を管轄する公安委員会に連絡し、決定した意見の聴取の期日、場所及び被処分者に対する意見の聴取通知書の交付方の依頼等について確認すること。

イ 運転免許課長は、前記アの依頼を受けた時は、仮停止等をした警察署長等に対し、当該依頼に係る意見の聴取通知書の交付方を指示すること。

ウ 指示を受けた警察署長等は、第1号イと同じ要領で意見の聴取通知書を交付し、受領書を徴しておくこと。

2 各警察署等は、あらかじめ都道府県名を記載していない公安委員会及び警察本部長用の意見の聴取通知書用紙を備え付けておくこと。

3 意見の聴取通知書の交付方について指示又は依頼を受けた警察署長等は、意見の聴取通知書に所要の事項を記載し、公安委員会又は警察本部長名欄に關係都道府県名を記載したもの複写で正副2通を作成し、正本は被処分者に交付

し、副本は控えとして受領書欄の欄外に事務取扱者の階級、氏名を記載し押印させ、第10の仮停止通知書等とともに処分を受けた者の住所地を管轄する公安委員会に送付すること。

4 警察署長が他の公安委員会から依頼を受けて交付する意見の聴取通知書には、裏面に別記要領により、依頼を受けて交付するものである旨を記載して交付すること。

5 仮停止等の処分事由に該当する事案が年末年始等の時期に発生し、仮停止等の期間内に意見の聴取を行うことができない場合であっても、その他の場合と同様仮停止等の処分を行い、意見の聴取の期日及び場所も、処分の通知の際に併せて行うこと。この場合において、仮停止等の期間を経過したときは、免許証等は返還しておくこと。

別記

公安委員会

この意見の聴取通知書は、 の依頼により通知するものである。

警察本部長

年 月 日

警察署長印

(高速道路交通警察隊長)

別記様式

仮停止等事案発生即報																				
発信年月日		年 月 日 前後 時 分																		
発信者				発信取扱者				仮停止事案					事件番号							
受信者				受信取扱者				取扱所属名												
被処分者	(1)本籍																			
	(2)住所																			
	(3)氏名								(4)性別	男	(5)生年月日	年 月 日生								
	氏名コード								女			(歳)								
	(6)免許種別		大型	中型	準中型	普通	大型	普自二	小型	原付	けん引	大型	中型	普通	大型	中型	準中型	普通	(8)違反車両	自家用
			型	型	通	特	自二	二	特	付	引	型	型	通	特	型	型	通	車両	営業用
(7)免許証		第一種免許 第二種免許 仮免許											年 月 日			公安委員会交付				
処分理由																				
(9)発生日時		年 月 日 前後 時 分頃																		
(10)発生場所													路線名							
(11)違反行為		違反(法第 条第 項第 号、法第 条第 項第 号)																		
(12)事故の形態																				
(13)事故原因となつた違反行為の内容及び事故の概要		(目撃者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)																		
被害者	(14)生年月日		年 月 日生 (歳)									(15)性別	男	女						
	(15)被害者の状態		<input type="checkbox"/> 歩行者 <input type="checkbox"/> 同乗者 <input type="checkbox"/> 被害車両の運転者 <input type="checkbox"/> 被害車両の同乗者 <input type="checkbox"/> その他()																	
(17)被害状況	死亡	負傷			治療日数	物損(車両、家屋、その他)			(18)不注意の程度	重い	軽い									
		重傷	軽傷																	
(19)過去1年内の行政処分歴(有効免許期間が1年内の行政処分歴)		処分年月日			処分日数		処分種別			短縮日数										
		・ ・			日					日										
		・ ・			日					日										
		・ ・			日					日										

		<input type="checkbox"/> 身柄不拘束	<input type="checkbox"/> 現行犯逮捕	<input type="checkbox"/> 通常逮捕	<input type="checkbox"/> 緊急逮捕
⑩ 身柄の措置		逮捕日時	年月日 前後	時分	送致時における 身柄の措置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		釈放日時	年月日 前後	時分	
⑪ 事故時免許証携帯の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑫ 仮停止の期間		月 日から 月 日まで (日間)			
備考					
発信年月日	年月日 前後 時分				
発信者		発信取扱者		受信者	受信取扱者

意見の聴取の通知方について

通報のあった事案に係る意見の聴取は、次の意見の聴取通知書のとおり行うことになりましたので、貴警察署長において通知方お願いします。

意 見 の 聽 取 通 知 書

第 号

年 月 日

殿

公安委員会 印
本部長 印

あなたに対する下記の理由による免許の取消、効力の停止に係る
による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

処分しようとする理由					
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分から				
意見の聴取の場所					

- 備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、
意見の聴取を行わないで処分をします。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取のために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

別添

仮停止等事案発生即報要領

1 報告、連絡要領

- (1) 仮停止等事案の発生に係る即報は、発生した事案が仮停止等に該当する事案であるか否か、及び免許の取消し又は停止に該当する事案であるか否かの判断をするための資料となるものであるから、適確な判断ができるに足る内容のものでなければならず、また事案の真相が誤りなく伝達できるものでなければならないことに注意すること。
- (2) 報告に当たっては、まず、事案の概要を第一報し、その後事案の真相が判明するに従い、逐次報告すること。
- (3) 報告終了後、既に報告した内容に変更を來す新事実を発見したときは、速やかに追加又は訂正の報告をすること。

2 様式

別記様式のとおり。

3 記載要領

(1) 被処分者欄

① 本 籍

都道府県名（外国人の場合は、国籍）のみを記載すること。

② 住 所

事案発生時における被処分者の住所地を記載すること。

③ 氏 名

被処分者の氏名を記載すること。

④ 性 別

該当する性別を○で囲むこと。

⑤ 生年月日

生年月日及び満年齢を記載すること。

⑥ 免許種別

該当欄の上部に○印を付すること。

⑦ 免許証

所持する免許証の免許証番号、交付年月日及び交付公安委員会名を記載すること。

⑧ 違反車両

事案発生時に運転していた車両の種類を記載するとともに、自家用、営業用の別について○印で囲むこと。

(2) 処分理由欄

⑨ 発生日時

事案発生の日時を記入すること。

⑩ 発生場所

事案発生の場所及び路線名を記載すること。

⑪ 違反行為

事故原因となった違反行為名、当該違反行為に係る法の該当条項号及び罰条の該当条項号を記載すること。

⑫ 事故の形態

事故の形態を簡記すること。

(記載例)

- 車両相互の追越し時正面衝突
- 車両相互の右折時側面衝突
- 車両の単独転落
- 車両対人の対面通行中衝突
- 車両対人の交差点横断歩道横断中衝突

⑬ 事故原因となった違反行為の内容及び事故の概況

事故原因となった違反行為の内容と事故の概況を簡記すること。

なお、即報の時点では、添付書類がないため、事案の内容はこの欄の記載内容が仮停止等の適否を判断する上で唯一の資料となるので、事実（証拠）に基づいて違反行為と事故との相関関係を具体的に記載するほか、

ア 第1当事者が相手方を発見し、衝突（接触、追突）に至るまでの当事者の動静

イ 事故を回避するためにとった処置（又はそれなかった状況）

ウ 衝突（接触、追突）箇所等を簡記して事故の状況を明確に表現すること。

(記載例)

例 1 酒酔い運転による死亡事故

被処分者は、酒に酔い（呼気1リットルあたり0.5ミリグラム以上検知）、正常な運転ができないおそれがあることを知りながら普通乗用車を運転し、前方に対する注意を欠いて進行（時速約50キロメートル）したため、進路の左側に同一方向に向けて駐車中の普通貨物自動車を直前で発見し、危険を感じ急ブレーキをかけたが及ばず、運転車両の左前部を駐車車両の後部に衝突させ、自車の助手席に乗っていた被害者を死亡させたものである。

例 2 無免許運転による死亡事故

被処分者は、自己の免許では運転できない普通乗用車を運転して進行

中（時速約40キロメートル）、道路右から横断中の歩行者を約15メートル先に発見し、一時停止すべくブレーキを踏もうとしたところ、ブレーキとアクセルを踏み違えたため、暴走し、慌ててハンドルを左に切ったが及ばず、自車の右バンパーで被害者を跳ね飛ばし、死亡させたものである。

⑭ 被害者の生年月日

被害者の生年月日及び年令を記載すること。

なお、被害者が多数ある場合は、主たる者1名について記載すること。

⑮ 被害者の性別

⑭に記載した者の性別を○で囲むこと。

⑯ 被害者の状態

該当事項の□印を○で囲むこと。

「その他」の場合には、()内に具体的にその状態を記載すること。

(記載例)

路上作業中、路上遊戯中、屋内居住者等

⑰ 被害状況

当該事故による被害の項目別合計を記載すること。

⑱ 不注意の程度

不注意の程度の認定については、別表不注意の程度の認定基準に基づいて行うこと。

⑲ 過去1年以内の行政処分歴

免許の停止等の処分の始期が、過去1年以内（当該免許の効力が停止されている期間を除いた有効免許期間が1年以内）にあるものを全部記載すること。

⑳ 身柄措置

身柄の措置については、該当するものの□印を○で囲み、逮捕日時、釈放日時は、それぞれの日時を記入すること。送致時における身柄措置欄は、即報時において送致済みの場合、その身柄の有無について該当する□印を○で囲むこと。

㉑ 事故時免許証携帯の有無

該当する□印を○で囲むこと。

㉒ 仮停止の期間

当該事故による仮停止の期間を記載すること。

(3) 備考欄

被処分者、被害者その他関係者の申立事項、その他必要な事項を記載すること。

別表

不注意の程度の認定基準

不注意の程度の区分		認定基準	
区分内容	区分番号		
交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合	重い	当該違反行為をした者の不注意以外に交通事故の原因となるべき事由がないとき、又は他に交通事故の原因となるべき理由がある場合において、その原因が当該交通事故の未然防止及び被害の拡大の抑止に影響を与える程度のものでないとき。	
上欄に規定する場合以外の場合	軽い	大	当該交通事故が当該違反行為をした者の不注意及びその他の事由の競合によって発生したものである場合であって、交通事故の主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき、又は当該違反行為をした者の不注意とその他の事由が交通事故の原因として等しいものであるとき
		小	大以外の場合

備考

- 1 その他の事由とは、当該違反行為をした者以外の者の不注意又はそれ以外の事由をいう。
- 2 主たる原因が当該違反行為をした者の不注意によるものであるときは、当該交通事故発生の直接的原因が、当該違反行為をした者の不注意である場合又は当該交通事故における結果予見及び結果回避の客観的可能性の程度が、明らかに当該違反行為をした者において高いと認められる場合をいう。
- 3 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2の2の表の特定違反行為の種別のうち、「運転殺人等又は危険運転致死等」、「運転傷害等（治療期間3月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷等（治療期間3月以上又は後遺障害）」、「運転傷害等（治療期間30日以上）又は危険運転致傷等（治療期間30日以上）」、「運転傷害等（治療期間15日以上）又は危険運転致傷等（治療期間15日以上）」及び「運転傷害等（治療期間15日未満又は建造物損壊）又は危険運転致傷等（治療期間15日未満）」については、不注意の程度の区分は「交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合」に該当することとなる。